

事務連絡
令和元年12月3日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「令和元年台風19号により被災した障害者等に対する支給決定等について」の
取扱いについて

令和元年台風19号による被災により、被災した障害者又は障害児の保護者（以下「被災障害者等」という。）に対する支給決定等については、「令和元年台風19号により被災した障害者等に対する支給決定等について」（令和元年10月15日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部・企画課自立支援振興室・障害福祉課・精神・障害保健課連名事務連絡）においてお示ししているところですが、当該事務連絡の別添1「令和元年台風19号による被災に伴う介護給付費等（療養介護医療費、障害児通所給付費及び障害児入所給付費等を含む。）の取扱いについて」について、下記のとおり補足いたしますので、管内市町村、障害福祉サービス等事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

記

「令和元年台風19号により被災した障害者等に対する支給決定等について」（令和元年10月15日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部・企画課自立支援振興室・障害福祉課・精神・障害保健課連名事務連絡）別添1「令和元年台風19号による被災に伴う介護給付費等（療養介護医療費、障害児通所給付費及び障害児入所給付費等を含む。）の取扱いについて」において、定員を超過して被災障害者等を受け入れた場合、定員超過利用減算を適用しないことが可能であることをお示ししているが、この場合において、被災地域において職員確保が難しいなど特段の事情のある場合は、サービス提供に著しい支障が生じない限りにおいて、一時的に人員配置基準を満たさない場合であっても、減算措置を適用しない等の柔軟な対応をとることとしても差し支えない。

以上

【問い合わせ先】

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室

TEL：03-5253-1111（内3037、3102）

Mail：shougaijishien@mhlw.go.jp